

第18期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2026年2月26日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階
CIVI北梅田研修センター

決議事項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額及び内容改定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権行使いただけます
お問い合わせください。

議決権行使期限

2026年2月25日（水曜日）午後7時到着分まで

目 次

ごあいさつ	1
第18期定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28
株主総会参考書類	36

ごあいさつ



代表取締役社長
藪ノ 賢次

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、2025年12月をもちまして設立18周年を迎えました。今まで皆様に温かく支えていただきましたことに、深く感謝申し上げます。2027年に迎える設立20周年、上場10周年に向けてさらに邁進してまいります。

当社は、コーポレートミッションに「食」は「人」、コーポレートビジョンに「Empower the Food People」を掲げております。食産業の発展のために最も重要な「人」を起点に築いてきた事業をさらに成長させつつ、「人」ビジネスを礎とする事業の多角化を進めるなど、新たな事業領域に挑戦しております。

第18期を振り返りますと、2025年9月には、函館の食品製造販売会社である、マルヒロ太田食品株式会社を完全子会社化いたしました。当社は、フードバリューチェーン（生産、加工、流通及び販売）の各領域を対象に、食ビジネスの持続的な発展への貢献を目指しております。

今後も、祖業である人材サービスを中心に、飲食業人を起点に食産業の可能性を広げ、持続的な発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

2026年2月

株主各位

証券コード 6558
2026年2月10日

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号

クックビズ株式会社
代表取締役社長 藪ノ賢次

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://corp.cookbiz.co.jp/ir/meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「第18期定時株主総会招集ご通知」をご確認ください。）

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/6558/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クックビズ」又は「コード」に当社証券コード「6558」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年2月25日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2026年2月26日（木曜日）午前10時
② 場 所	大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号 LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター (末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第18期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第18期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役3名選任の件 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額及び内容改定の件
④ 招集にあたっての決定事項	書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 本株主総会終了後に成長戦略に関する事業説明会を開催予定です。ご都合のつく方はご参加をご検討ください。また、ご希望の株主様には、ささやかながらお土産をお渡しいたします。詳細は当日係の者よりご案内いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

時日

2026年2月26日 (木曜日)

午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

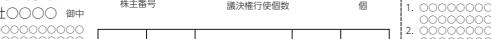
議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください)



行使期限

2026年2月25日(水曜日)午後7時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書		株主番号	議決権行使個数	個															
株式会社○○○○○	留中																		
																			
○年○月○日																			
<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																			
																			
株式会社○○○○○																			
																			
株式会社○○○○○																			

※議決権行使書用紙はイメージです。

第1号議案について

全員賛成の場合 → 賛に○印

全員反対の場合 → 否 に○印

一部候補者に→賛に○印をし、反対する候補者

反対の場合 番号を隣の空欄に記入

第2号議案について

賛成の場合 → 賛に○印

反対の場合 → **否** に○印

事業報告

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきまして、飲食業界の人材採用ニーズは引き続き高水準で推移したものの、有効求人倍率は緩やかな下降傾向に転じるなど、求人需要の様相に変化が見られました。労働コストの上昇や市場構造の変化など今後の動向には注視が必要な状況となっております。

この様な環境下、HR事業では、前連結会計年度より進めてきた求人サイト及び基盤システムのリニューアルプロジェクトの全工程を完了するなど、利便性向上に努めてまいりました。また、オフラインでの顧客接点拡大にも取り組んでおり、昨年5月に東京、10月に大阪にて飲食業界特化の就職＆転職フェアを開催するなど、プレゼンス向上に努めました。

一方で、収益面においては、持続的な成長を目指し、業績向上のために求職者・求人企業向けの施策を実施してまいりましたが、求職者集客が想定通りに進まず、応募不足が収益に影響しました。営業現場の生産性についても完全な回復には至っておらず、依然として厳しい状況が続いております。

投資事業におきましては、きゅういち株式会社においてホタテの拡販を目指してまいりましたが、原材料価格の高止まりにより安定的な確保ができず、また、第2四半期における鮮魚の漁獲量が例年より減少した影響を受け、苦戦を強いられました。

第4四半期からは、新たにマルヒロ太田食品株式会社をグループ化し、投資事業の基盤拡充を図っておりますが、当連結会計年度の業績への寄与は限定的となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,860,676千円となりました。損益面におきましては、売上高の減少及び戦略投資が重なり、営業損失374,077千円、経常損失は390,984千円、親会社株主に帰属する当期純損失は404,687千円となりました。

売上高

2,860 百万円

経常損失

390 百万円

営業損失

374 百万円

親会社株主に帰属する
当期純損失

404 百万円

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

HR事業

売上高

1,752百万円



HR事業は、クックビズ株式会社において、飲食業界に特化した求人情報サイト「cookbiz」を運営しており、当該サイトを通じて、コンサルタントを介した有料職業紹介を行う「人材紹介サービス」、求人情報を求職者に提供する「求人広告サービス」、ダイレクトリクルーティングサービスを提供する「スカウトサービス」を展開しております。また、連結子会社であるワールドインワーカー株式会社による特定技能外国人人材紹介・登録支援等の事業及び研修サービス、CAST事業等を「その他」に分類しております。

その結果、当セグメントにおける売上高は1,752,700千円、セグメント損失は△264,051千円となりました。

※当社は人材紹介サービス及び求人広告サービスとともに「cookbiz」の同一ブランドにて展開しております。

投資事業

売上高

1,125百万円



投資事業は、投資候補先のソーシング、選定交渉及び投資先の経営のモニタリングを行っております。

当連結会計年度におきましては、M&A案件獲得のためのパイプラインを構築、強化するとともに、第4四半期より、コロッケ・惣菜等の製造販売を行うマルヒロ太田食品株式会社を新たにグループ化いたしました。

きゅういち株式会社は、ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業を主力としており、道南地域の漁業協同組合等から仕入れ、加工後に商社や水産加工会社等へ販売しております。

当連結会計年度におきましては、きゅういち株式会社において、主力商品であるホタテにおいて、シーズンを通じて原材料価格の高止まりが続き、安定的な買付・確保に苦戦したことで、販売数量が想定を下回りました。マルヒロ太田食品株式会社のグループ化により事業基盤の拡充を図りましたが、当期業績への寄与は限定的なものに留まりました。

その結果、当セグメントにおける売上高は1,125,425千円、セグメント損失は△110,175千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は100,013千円で、事業区分別では次のとおりとなっております。

事業区分	設備投資額	主な設備投資の内容
HR事業	60,950 千円	事業基盤強化を目的とした基幹システム開発等
投資事業	39,063 千円	生産設備の改修等

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、主に当社グループの長期運転資金及びM&Aに使用する目的の資金として、金融機関より長期借入金として406,900千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年9月1日にマルヒロ太田食品株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

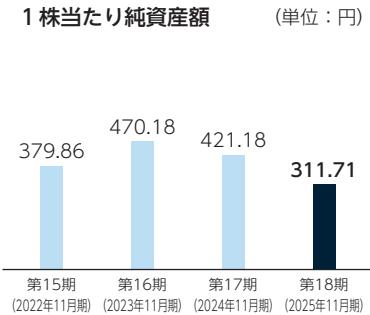
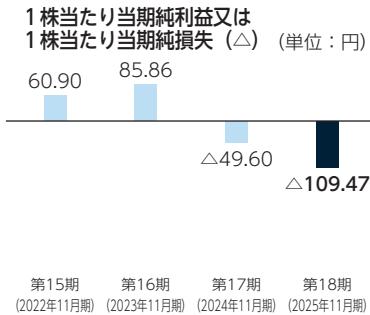
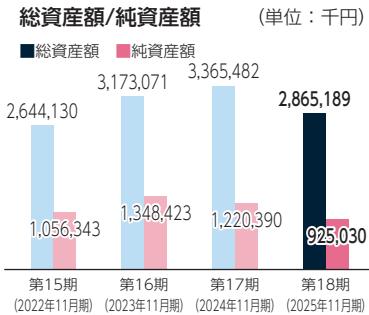
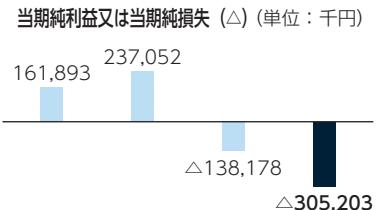
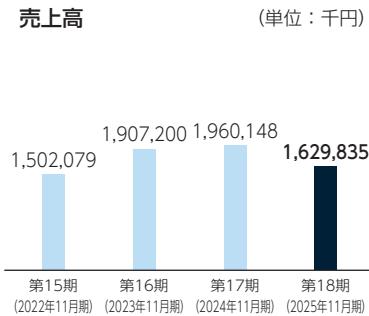
区分	第15期 (2022年11月期)	第16期 (2023年11月期)	第17期 (2024年11月期)	第18期 (当連結会計年度) (2025年11月期)
売上高	(千円)	—	2,665,054	3,276,685
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	—	287,714	83,177
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△)	(千円)	—	267,372	2,778
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	—	96.84	1.00
純資産額	(千円)	1,204,503	1,526,902	1,493,269
総資産額	(千円)	2,807,197	3,441,539	3,757,554
1株当たり純資産額	(円)	434.01	534.30	519.06
				373.91

- (注) 1. 第15期については連結計算書類の作成初年度であり、また、連結子会社であるきゅういち株式会社の決算日は8月31日であります。ただし、当該連結子会社の取得日(設立日)である2022年10月3日から連結決算日である2022年11月30日までに決算を迎えていないことから、第15期においては貸借対照表のみを連結しているため、第15期の損益に係る数値については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第15期 (2022年11月期)	第16期 (2023年11月期)	第17期 (2024年11月期)	第18期 (当事業年度) (2025年11月期)
売上高	(千円) 1,502,079	1,907,200	1,960,148	1,629,835
経常利益又は経常損失(△)	(千円) 168,584	233,335	31,618	△260,608
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円) 161,893	237,052	△138,178	△305,203
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円) 60.90	85.86	△49.60	△109.47
純資産額	(千円) 1,056,343	1,348,423	1,220,390	925,030
総資産額	(千円) 2,644,130	3,173,071	3,365,482	2,865,189
1株当たり純資産額	(円) 379.86	470.18	421.18	311.71

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
きゅういち株式会社	30,000千円	100%	ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業
ワールドインワーカー株式会社	65,000千円	100%	特定技能人材紹介業及び登録支援事業
マルヒロ太田食品株式会社	3,000千円	100%	コロッケ等の食品製造販売

(注) 2025年9月1日にマルヒロ太田食品株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

(4) 対処すべき課題

【経営の基本方針】

当社グループは2007年の創業以来、一貫して飲食業界に特化した人材サービスを展開してまいりました。

当社グループは、2024年12月に事業の方向性を明確化し、食産業の発展のためには「人」がもっとも大事である、という事業の原点に立ち返り、新たなミッション・ビジョンを制定いたしました。

ミッション：「食」は「人」

ビジョン： Empower the Food People

当社グループは、「人」を起点に築いてきた事業をさらに成長させながら、2020年の新型コロナウィルス感染症（COVID-19）パンデミックによる影響を背景に進めてきた「人」ビジネスを礎とする事業の多角化を進め、新たな事業領域に挑戦し、積極的な投資を通じて事業規模を拡大させてまいります。

従来の「飲食（外食）」領域から、小売・流通・製造等を含む広義の「食産業」全体へと事業ドメインを拡大し、さらなる企業価値の向上と収益基盤の強化を推進してまいります。本取り組みを一段と加速させるべく、2025年12月には大手食品スーパーグループとの資本業務提携を締結いたしました。

【重要課題】

① 飲食業界の人材関連市場の再定義と自社のマーケットシェアの分析

既存事業の成長及び新たな収益機会を獲得していくためには、変化の激しい食産業の現況を正確に捉える必要があります。今後も継続的にマーケット調査を行い、日本国内の労働人口の将来予測も踏まえて、従来の人材紹介サービスや求人広告サービスという自社サービスの枠に囚われず、多様化する顧客のニーズや課題を探索してまいります。

② 既存事業の新たな価値創造と収益性の改善

当社グループの主力事業であるHR事業では、人材紹介・求人広告を主に提供しております。

飲食業界における企業の採用意欲は依然として他職種に比べ高水準に推移したものの、有効求人倍率は緩やかな下降傾向に転じるなど、求人需要の様相に変化が見られました。労働コストの上昇や市場構造の変化を背景に、今後の求人需要の動向については注視が必要な状況となっております。

このような環境下において、顧客に寄り添った価値を提供し、採用のミスマッチ等を防ぐ事が非常に重要な課題の一つであると認識しております。そのため、当社グループでは、これまで以上に顧客目線に立ったサービス開発を実施し、既存サービスである人材紹介・求人広告・スカウトサービスを提供しております。

また、前期より実施しております各種サイトやシステムリニューアルをすべて完遂したことにより、ユーザーの利便性が向上し、サイト内回遊や応募アクションの最大化が図れる基盤が整いました。今後は、これら刷新されたシステム基盤と、後述の求職者集客を掛け合わせることで、高付加価値なサービスの開発及び提供に努めてまいります。

③ 求職者集客の改善による収益性の回復

当社グループの人材紹介サービス及び求人広告サービスにおいては、求職者の当社サービスへの登録が収益性の回復及び継続的な事業の成長を図る上で重要な課題となっております。

そのため、従来からのオンラインプロモーション・SEO・アフィリエイト・アライアンスなどのマーケティング手法強化による求職登録者数の最大化に加え、対面型イベント（オフライン合同説明会）を複数回に開催することで、オンラインではリーチしにくい層への直接的なアプローチを強化いたしました。

また、集客した求職者とのコミュニケーションにおいても、昨今の求職者の行動変容に合わせ、従来の電話やメールによる連絡手法に加え、SNS等を組み合わせるなどコンタクト手法の多様化を推進しております。今後も効率性を追求した求職者の集客に努めてまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループが「食産業」全体へと事業領域を広げ、持続的な成長を実現していくためには、ミッション・ビジョンに共感し、高い専門性と挑戦意欲を持つ人材の獲得と育成が不可欠です。

このため、2025年12月より、当社の行動指針と成長戦略を反映した新人事制度を導入いたしました。本制度では、社員に求める役割と期待値を明確化する「等級制度」、成果だけでなくミッションへの貢献度を公正に測る「評価制度」、そして個々のパフォーマンスを適正に還元する「報酬制度」を三位一体で刷新しております。

今後も、この新人事制度を組織運営の核とし、既存社員のスキルアップを通じた労働生産性の向上を図るとともに、多様なバックグラウンドを持つ優秀な人材を惹きつける魅力ある組織基盤を構築いたします。

これら人的資本への投資を通じて、営業・開発・管理の各体制を一段と強固なものにし、次期黒字化の達成に向けた組織の実行力を最大化させてまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報及び個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理が重要課題であると認識しております。今後も個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備・運用の徹底、定期的な社内教育の実施、関連社内システムのセキュリティ強化等を図り、情報管理のための管理体制を拡充してまいります。

また、当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、その制度に準じた個人情報管理体制を構築しております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の再成長と新規事業の展開及び新規サービスの拡充にあたっては、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。そのため、事業運営におけるリスク管理を徹底し、内部監査による定期的なモニタリングの実施及びコンプライアンス体制の強化を行うことで、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図ってまいります。

また、監査役会や監査法人との適切な連携により、ステークホルダーに対しての経営の適切性や健全性を確保しつつ、効率性・有効性を阻害する業務フローを改善し、全社的に効率的な組織体制の構築に向け、さらなる内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑦ 新規事業の開発

当社グループは、持続的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成により新たな主要事業を創出することが不可欠であると考えております。前述した経営の基本方針に基づき、既存事業の周辺領域における新サービスの開発に留まらず、新たな取り組みであるDX領域でのクラウドサービスによるSaaSプロダクトの提供や、食にまつわる事業・経営の再構築を行う事業再生領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、食ビジネスの変革に貢献してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事業区分	主要サービス
HR事業	人材紹介サービス 有料職業紹介事業
	求人広告サービス Webサイト「cookbiz」を主軸とした求人情報の提供
	スカウトサービス 人材データベース及びスカウト配信機能の提供
	その他 採用関連業務の受託、研修サービス、特定技能人材紹介業及び登録支援事業等
投資事業	きゅういち株式会社 ホタテ・ホッケ・サバ等の冷凍加工業
	マルヒロ太田食品株式会社 コロッケ等の食品製造販売

(6) 主要な営業所 (2025年11月30日現在)

① 当社

本社	大阪府大阪市北区
東京オフィス	東京都中央区
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区

② 子会社

きゅういち株式会社	北海道函館市
ワールドインワーカー株式会社	東京都中央区
マルヒロ太田食品株式会社	北海道函館市

(7) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
HR事業	149 (4) 名	3名減 (1名減)
投資事業	20 (54) 名	11名増 (14名増)
合計	169 (58) 名	8名増 (13名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（パートタイマー及び嘱託社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (3) 名	4名減（2名減）	37.2歳	5.8年

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。
2. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数（パートタイマー及び嘱託社員を含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年11月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	444百万円
株式会社三井住友銀行	294百万円
株式会社みずほ銀行	258百万円
株式会社紀陽銀行	215百万円
株式会社北海道銀行	212百万円
株式会社関西みらい銀行	187百万円
株式会社日本政策金融公庫	180百万円
株式会社徳島大正銀行	148百万円
株式会社青森みちのく銀行	52百万円

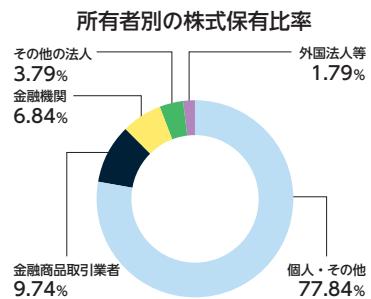
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年11月30日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,795,041株 |
| ③ 株主数 | 1,063名 |
| ④ 大株主 | |



株主名	持株数(株)	持株比率(%)
藪ノ賢次	1,048,800	37.62
株式会社SBI証券	244,307	8.76
藪ノ郁子	210,200	7.54
山本新九郎	197,800	7.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	189,100	6.78
クックビズ従業員持株会	108,300	3.88
GFC株式会社	72,200	2.59
生田亮人	45,841	1.64
MSIP CLIENT SECURITIES	34,100	1.22
西村裕二	31,300	1.12

(注) 持株比率は自己株式(7,054株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第7回 新株予約権	
発行決議日	2017年2月24日	2021年11月26日	2025年1月22日	
新株予約権の数	14,090個	480個	245個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 14,090株	当社普通株式 48,000株	当社普通株式 24,500株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 1,170円 1株当たり 1,170円	新株予約権 1個当たり 137,700円 1株当たり 1,377円	新株予約権 1個当たり 82,500円 1株当たり 825円	
権利行使期間	2019年3月10日から 2027年2月24日まで	2023年11月27日から 2031年11月26日まで	2027年2月28日から 2035年2月26日まで	
行使の条件	(注1)	(注2)	(注3)	
役員の保有状況	取締役 社外取締役を除く	—	—	
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 950個 950株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 3,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 30個 3,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数 1,260個 1,260株 1名	—	—

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・その他行使条件は、新株予約権割当契約に定める。

2. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

- ・新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 第 7 回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - ・新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
 - ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

		第 7 回新株予約権
発行決議日		2025年 1月22日
新株予約権の数		245個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式	24,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1 株当たり 825円)	82,500円
権利行使期間	2027年 2月28日から2035年 2月26日まで	
行使の条件	(注)	
従業員等への 交付状況	当社従業員 (当社取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付対象者数 215個 21,500株 9名
	子会社の取締役 及び従業員	—

(注) 行使の条件は以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ・本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 ノ 賢 次	ワールドインワーカー株式会社 代表取締役社長 きゅういち株式会社 取締役
取締役	吉 崎 浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役
取締役	嶋 内 秀 之	アンファク株式会社 代表取締役
常勤監査役	遠 藤 隆 史	きゅういち株式会社 監査役 ワールドインワーカー株式会社 監査役 マルヒロ太田食品株式会社 監査役
監査役	福 本 洋 一	弁護士法人第一法律事務所 パートナー 特定非営利活動法人日本システム監査人協会 理事
監査役	山 田 琴 江	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役 吉崎浩一郎氏及び取締役 嶋内秀之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 福本洋一氏及び監査役 山田琴江氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 遠藤隆史氏、監査役 福本洋一氏及び監査役 山田琴江氏は、以下の知見を有しております。
 　・常勤監査役 遠藤隆史氏は、2014年に当社へ入社し、人材紹介事業部（現：HR事業本部 人材紹介部）と内部監査室を歴任しており、社内外の両面について豊富な知識と経験を有しております。
 　・監査役 福本洋一氏は、弁護士の資格を有しております。
 　・監査役 山田琴江氏は、公認会計士の資格を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役とともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないとき に限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は当該保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数	
		基本報酬	非金銭報酬等			
			譲渡制限付株式報酬	ストック・オプション		
取締役（うち社外取締役）	45百万円 (9)	45百万円 (9)	一千万円 (一)	0百万円 (0)	3名 (2)	
監査役（うち社外監査役）	18 (8)	18 (8)	— (一)	— (一)	3 (2)	
合計（うち社外役員）	64 (17)	63 (17)	— (一)	0 (0)	6 (4)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
- 上記の報酬限度額とは別枠で、2019年2月22日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（社外取締役を除く。）であります。
- また上記の報酬限度額とは別枠で、2021年11月26日開催の臨時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額として年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役1名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年2月23日開催の第10期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

4. 非金銭報酬等の内容は、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を記載しております。

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について取締役会で決定しており、その内容は次のとおりであります。

当社の報酬は、固定報酬と賞与からなる基本報酬と、インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及びストック・オプション報酬からなる非金銭報酬等で構成することとしております。

固定報酬については、当社の業績、事業環境、当該取締役の役割や職責、業績水準等を総合的に勘案して、賞与については、求められる能力と責任に見合った水準等を総合的に勘案して、事前に取締役会にて経営幹部陣に対する評価、報酬決定の背景等を説明したうえで、取締役会決議により代表取締役社長である藪ノ賢次氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任することとしております。

非金銭報酬等は、事前交付型の譲渡制限付株式とストック・オプション報酬としております。譲渡制限付株式については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として社外取締役を除く取締役に付与することとしており、取締役の個人別の報酬等については役割や職責に応じて、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。ストック・オプション報酬については、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、職責に応じてストック・オプションとしての新株予約権を支給しております。

代表取締役社長である藪ノ賢次氏は、取締役会の委任決議に基づき、当該事業年度における各取締役の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。代表取締役社長である藪ノ賢次氏に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額の決定にあたっては、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、かつ取締役会での審議を経ることにより恣意的な運用とならないよう努めていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉崎浩一郎氏は、株式会社グロース・イニシアティブの代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外取締役の嶋内秀之氏は、アンファク株式会社の代表取締役であります。なお、同社と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外監査役の福本洋一氏は、弁護士法人第一法律事務所のパートナー並びに特定非営利活動法人日本システム監査人協会の理事であります。なお、両法人と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。
- ・社外監査役の山田琴江氏はブリッジコンサルティンググループ株式会社の取締役監査等委員であります。ブリッジコンサルティンググループ株式会社と当社との間にはM&A案件におけるデューデリジェンスに係る業務委託費の取引がありますが、取引高に占める割合は僅少であります。

イ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉 崎 浩一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
取締役	嶋 内 秀 之	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保において重要な役割を果たしております。
監査役	福 本 洋 一	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化において重要な役割を果たしております。
監査役	山 田 琴 江	就任後、当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化において重要な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 責任限定契約及び補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図るとともに、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討しますが、配当実施の可能性及びその実施時期については現時点において未定であります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,600,330
現金及び預金	1,863,306
売掛金	253,175
未収入金	956
商品及び製品	348,770
原材料及び貯蔵品	29,183
前払費用	34,931
その他	72,498
貸倒引当金	△2,491
固定資産	1,017,756
有形固定資産	493,188
建物（純額）	144,143
機械装置及び運搬具（純額）	193,853
工具、器具及び備品（純額）	17,785
土地	126,633
リース資産（純額）	10,259
建設仮勘定	513
無形固定資産	420,236
商標権	953
ソフトウェア	377,172
のれん	41,960
その他	149
投資その他の資産	104,330
投資有価証券	58
敷金及び保証金	67,989
繰延税金資産	31,581
その他	4,701
資産合計	3,618,086

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,070,696
買掛金	15,046
未払金	102,125
未払費用	109,453
短期借入金	256,500
1年内返済予定の長期借入金	372,793
未払法人税等	13,871
未払消費税等	8,673
契約負債	116,382
預り金	19,637
リース債務	4,419
賞与引当金	48,657
返金負債	3,136
固定負債	1,448,963
社債	30,000
長期借入金	1,370,693
リース債務	7,868
資産除去債務	27,575
繰延税金負債	12,826
負債合計	2,519,659
純資産の部	
株主資本	1,042,445
資本金	762,273
資本剰余金	755,273
利益剰余金	△474,827
自己株式	△273
その他の包括利益累計額	△0
その他有価証券評価差額金	△0
新株予約権	55,981
純資産合計	1,098,426
負債純資産合計	3,618,086

連結損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位:千円)

科目	金額
売上高	2,860,676
売上原価	1,086,803
売上総利益	1,773,872
販売費及び一般管理費	2,147,950
営業損失(△)	△374,077
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,813
受取賃貸料	5,016
その他	2,627
	10,457
営業外費用	
支払利息	26,565
社債発行費	630
その他	168
経常損失(△)	△390,984
特別利益	
新株予約権戻入益	5,066
負ののれん発生益	14,553
補助金収入	11,303
	30,923
特別損失	
固定資産除却損	12,152
税金等調整前当期純損失(△)	△372,213
法人税、住民税及び事業税	8,622
法人税等調整額	23,851
当期純損失(△)	△404,687
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△404,687

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	2,070,127
現金及び預金	1,379,267
売掛金	97,382
関係会社短期貸付金	540,646
その他	54,260
貸倒引当金	△1,428
固定資産	795,061
有形固定資産	85,281
建物(純額)	62,747
工具、器具及び備品(純額)	12,274
リース資産(純額)	10,259
無形固定資産	377,910
商標権	953
ソフトウエア	376,957
投資その他の資産	331,869
関係会社株式	263,141
投資有価証券	58
敷金及び保証金	65,989
繰延税金資産	1,009
その他	1,671
資産合計	2,865,189

科目	金額
負債の部	
流動負債	811,745
未払金	72,691
未払費用	93,114
短期借入金	150,000
1年内返済予定の長期借入金	305,171
未払法人税等	13,568
契約負債	115,969
預り金	16,453
リース債務	4,419
賞与引当金	37,370
返金負債	2,987
固定負債	1,128,413
長期借入金	1,092,969
リース債務	7,868
資産除去債務	27,575
負債合計	1,940,158
純資産の部	
株主資本	869,049
資本金	762,273
資本剰余金	755,273
資本準備金	755,273
利益剰余金	△648,223
その他利益剰余金	△648,223
繰越利益剰余金	△648,223
自己株式	△273
評価・換算差額等	△0
その他有価証券評価差額金	△0
新株予約権	55,981
純資産合計	925,030
負債純資産合計	2,865,189

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	1,629,835
売上原価	9,330
売上総利益	1,620,504
販売費及び一般管理費	1,863,595
営業損失(△)	△243,090
営業外収益	
受取利息及び配当金	7,447
その他	440
	7,887
営業外費用	
支払利息	25,333
その他	71
経常損失(△)	△260,608
特別利益	
新株予約権戻入益	5,066
	5,066
特別損失	
固定資産除却損	10,614
税引前当期純損失(△)	△266,156
法人税、住民税及び事業税	3,732
法人税等調整額	35,314
当期純損失(△)	△305,203

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花輪 大資

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クックビズ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックビズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

クックビズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古田 賢司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花輪 大資

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クックビズ株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、主要な子会社については現地に赴き、業務の状況を実地にて確認いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附屬明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月22日

クックビズ株式会社 監査役会

常勤監査役 遠藤 隆史

社外監査役 福本洋一印

社外監査役 山 田 琴 江

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	再任	社外	独立
1	ヤブ 數 ノ ケン ジ 賢 次	代表取締役社長	再任		
2	ヨシ 吉 ザキ 崎 コウイチロウ 浩一郎	取締役	再任	社外	独立
3	シマ 嶋 ウチ 内 ヒデ 秀 ユキ 之	取締役	再任	社外	独立



候補者番号

1

ヤブ
數

ノ

ケン
賢

ジ
次

(1980年5月2日)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2005年5月	有限会社ネクシティ設立	2022年10月	きゅういち株式会社
2007年12月	当社設立 代表取締役社長		代表取締役社長
2016年2月	当社代表取締役社長CEO	2023年3月	ワールドインワーカー株式会社 代表取締役社長（現任）
2021年2月	当社代表取締役社長 (現任)	2024年10月	きゅういち株式会社 取締役（現任）

所有する当社の株式数

1,048,800株

在任年数

18年2か月

取締役会出席状況

15/15回

[重要な兼職の状況]

ワールドインワーカー株式会社 代表取締役社長
きゅういち株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

數ノ賢次氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者として、長年にわたり当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせない者と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

ヨシ
崎
コウイチロウ
浩一郎

(1966年11月28日)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

在任年数

10年

取締役会出席状況

14/15回

[略歴、当社における地位及び担当]

1990年 4月	三菱信託銀行株式会社（現 三菱UFJ信託銀行株式会 社）入社	2015年 9月	株式会社イード 取締役 (現任)
1996年 7月	日本A T & T株式会社入社	2016年 2月	当社取締役（現任）
1998年 4月	シユローダー・ベンチャーブ ズ株式会社入社	2016年 7月	ライフスタイルアクセント株 式会社 取締役（現任）
2002年 7月	株式会社MK Sパートナー ズ入社 パートナー	2017年 2月	グロースポイント・エクイイ ティ L L P設立 代表パートナ ー（現任）
2005年 9月	カーライル・ジャパン・エ ルエルシー入社	2017年 5月	株式会社N o. 1 取締役 (現任)
2009年10月	株式会社グロース・イニシ アティブ設立 代表取締役 (現任)	2018年 8月	株式会社ニュース・ツー・ユ ーホールディングス 取締役 (現任)
2011年 9月	株式会社アルフレックスジ ャパン 取締役（現任）	2022年 3月	シルバーエッグ・テクノロジ ー株式会社取締役（現任）
2013年11月	株式会社海外需要開拓支援 機構（クールジャパン機 構） 取締役	2024年11月	モビルス株式会社 取締役 (現任)
		2025年 6月	沼尻産業株式会社 取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社グロース・イニシアティブ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉崎浩一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

募集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類



候補者番号

3

シマ
嶋
ウチ
内
ヒデ
秀
ユキ
之

(1973年7月30日)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1996年 4月	オリックス株式会社入社	2009年 9月	立命館大学大学院経営管理研究科 非常勤講師
2009年 9月	株式会社アントレプレナー ファクトリー（現アンファ ク株式会社）設立 代表取 締役（現任）	2013年12月 2023年 9月	当社監査役 立命館大学大学院経営管理 研究科 客員教授（現任）
2009年 9月	立命館大学経営学部 非常 勤講師	2024年 2月	当社取締役（現任）

所有する当社の株式数

一株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

[重要な兼職の状況]

アンファク株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

嶋内秀之氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と見識から、引き続き当該知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤ノ賢次氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉崎浩一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
5. 嶋内秀之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は過去に当社の非業務執行役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
 - (1) 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。
 - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合
全額会社負担としております。
8. 当社は、吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出でております。吉崎浩一郎氏及び嶋内秀之氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬額及び内容改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年3月28日開催の当社臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいております。また、当社の取締役に対する報酬等として、ストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬については、2021年11月26日の当社臨時株主総会において、前述の報酬枠とは別枠で、年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）とし、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は15,000株（うち社外取締役は3,000株）とご承認いただいております。

今般、コーポレート・ガバナンスにおける社外取締役の役割の重要性が一層高まっていること、また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた監督機能及び助言をより一層促進するためのインセンティブとして、社外取締役に対する本新株予約権の付与枠を変更（拡大）したく、つきましては、ご承認いただきました上記報酬枠及び内容を、以下のとおり変更することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権として支給する報酬の総額は、年額60百万円以内（うち、社外取締役に対しては12百万円以内）といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.64%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することいたします。

対象取締役に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の対象取締役は3名（うち、社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後においては、対象取締役は3名（うち、社外取締役2名）となります。

【報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）】

（1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、180個（うち社外取締役は60個）とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は18,000株（うち社外取締役は6,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

- その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター

交 通

- ① J R 「大阪」駅 御堂筋北口から徒歩5分
- ② 地下鉄御堂筋線「梅田」駅 5番出口から徒歩3分
- ③ 阪急「大阪梅田」駅 茶屋町口から徒歩5分



CIVI北梅田
研修センター

LUCID SQUARE UMEDA 5階



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。